

小金井市国内研修事業参加補助金交付要綱

平成16年4月1日
制定

改正 平成19年4月1日

平成23年6月10日

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画施策を推進するための行動計画に基づき、東京都及び東京都に隣接する地域で実施される男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民に対し、参加費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる会議等)

第2条 補助対象となる会議等は、東京都及び東京都に隣接する地域で開催される男女平等社会の早期実現を目指すための会議(宗教及び政治活動並びに営利等を目的とするものを除く。)であって、講演、シンポジウム、分科会等が行われ、参加者相互の交流が行われるものとする。

(参加人数)

第3条 参加人数は、当該年度予算の範囲で定める人数とする。

(参加者の資格)

第4条 参加者は、次の各号の条件をいずれも満たすものとする。

(1) 当該事業を実施する日現在小金井市に2年以上居住し、18歳以上の者

(2) 男女平等及び男女共同参画に関心を持ち、地域活動及び市行事に積極的に参加できる者

(参加者の募集)

第5条 参加者の募集は、市報及びホームページにより公募するものとする。

(参加申込み)

第6条 参加希望者は、国内研修事業参加申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。

(参加者の決定)

第7条 参加申込者が市の定めた定員を超える場合は、抽選により参加者を決定する。

(参加費用の補助)

第8条 市長は、参加者に、開催地までの旅費に会議に参加するための諸経費を合算した額の2分の1の額を補助金として交付する。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに小金井市国内研修事業参加補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適正であると認めたときは、補助金等の交付を決定し、小金井市国内研修事業参加補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、速やかに小金井市国内研修事業参加補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは小金井市国内研修事業参加補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、小金井市補助金等交付規則(平成12年規則第27号)に基づくものとし、他に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(日本女性会議参加補助金交付要領の廃止)

2 日本女性会議参加補助金交付要領(平成7年7月1日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。